

# 特別養護老人ホーム寝屋川苑運営規程

## 第1章 総 則

### (目的及び基本方針)

第1条 この規定は、社会福祉法人東和福社会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム寝屋川苑（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (施設の名称等)

第2条 施設の名称及び所在時は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム寝屋川苑
- (2) 所在地 大阪府寝屋川市宇谷町1番36号

### (利用定員)

第3条 施設の利用定員は84床とする。

## 第2章 職員及び職務分掌

### (職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- (1) 施設長（管理者） 1名
- (2) 事務員 1名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 介護職員 常勤換算方法で3名に対して1名以上

- |      |            |      |
|------|------------|------|
| (5)  | 看護職員       | 3名以上 |
| (6)  | 機能訓練指導員    | 1名以上 |
| (7)  | 介護支援専門員    | 1名以上 |
| (8)  | 医師         | 1名以上 |
| (9)  | 栄養士又は管理栄養士 | 1名以上 |
| (10) | 調理員        | 3名以上 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分担は次のとおりとします。

- (1) 施設長（管理者）  
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、在宅部署の管理者が職務を代行します。
- (2) 事務員  
施設の庶務及び会計事務に従事します。
- (3) 生活相談員  
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事します。
- (4) 介護職員  
利用者の日常生活の介護、相談及び援助に従事します。
- (5) 看護職員  
利用者の看護、保健衛生の業務に従事します。
- (6) 機能訓練指導員  
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事します。
- (7) 介護支援専門員  
利用者の介護支援に関する業務に従事します。
- (8) 医師  
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事します。
- (9) 栄養士又は管理栄養士  
給食管理、利用者の栄養指導に従事します。
- (10) 調理員  
栄養士又は管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事します。

2 職員等の事務分掌及び日常の業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図る為、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議（寮母会議を含む。）
  - (2) 処遇会議
  - (3) 給食会議
  - (4) 介護保険関係会議
  - (5) 行事会議
  - (6) 主任会議
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が定める。

### 第3章 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料

（施設サービスの内容及び利用料）

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設介護サービス費の自己負担について、1割、2割、3割の支払いを受ける。割合については市町村より交付された利用者負担割合認定証に定められた割合で支払いを受ける。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項との額の間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。
- 5 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
- 6 行事・クラブ活動費 実費

（施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定）

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

### 第4章 運営に関する事項

（入退所）

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居

宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。
  - 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。
  - 4 施設は、利用申込者の入所に際しては利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
  - 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
  - 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
  - 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所の為に必要な援助を行う。
  - 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービスに又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が施設サービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を「重要事項説明書」で説明し、同意を得る。

- 2 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
  - (1) 来訪・面会時間については、9時30分～21時00分とし、来訪者は面会時間を遵守し、正面玄関受付横の面会者カードに記入の上、その都度職員に届け出るものとする。
  - (2) 外出・外泊の際は、必ず行く先と帰宅時間を職員に申し出るものとする。
  - (3) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
  - (4) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮して下さい。
  - (5) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮していただき、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
  - (6) 所持金品は自己の責任で管理していただくものとする。
  - (7) 施設内でのほかの利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮して下さい。
  - (8) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮して下さい。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付し、説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(被保険者証への記載)

第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日ならびに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決

すべき課題に基づき、当該利用者に対する法定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行う事により、施設サービス計画の実施の状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

#### (指定介護老人福祉施設の取扱方針)

第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、心身状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設はサービス提供にあつては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### (介護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させる。又は清拭を行う。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツ、その他の排泄用品を適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、全各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

第19条 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温

に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から
- (2) 昼食 12時00分から
- (3) 夕食 18時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

#### (栄養管理)

第20条 施設は、利用者に対し、年齢や心身の状況に応じて適切な内容の食事を提供する。

2 職員は、栄養ケアマネジメント等を用いて低栄養状態を予防改善するため、他職種で共同して個人別に最適な栄養状態の管理やケアを行う。

#### (相談・援助)

第21条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (社会生活上の便宜提供等)

第22条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

#### (機能訓練)

第23条 施設は、利用者に対し、介護サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行う。

#### (健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。

#### (利用者の入院期間中の取扱)

第25条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情

がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、利用者が次ぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第27条 施設は、利用者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対処法

(緊急時等の対応)

第28条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病変の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めておく。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第30条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、次ぎの手順により行う。

- (1) 処遇会議にて「身体拘束廃止」について会議を開催する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第31条 施設は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 非常災害に備えて、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

## 第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第33条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第34条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講じるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (2) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施する。

(重要事項の提示)

第35条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文章により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に該当施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文章により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

(地域との連携)

第39条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第40条 施設は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するために、組織として必要な対応を行うものとする。

2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (3) 合理性を欠く長時間の拘束や執拗な要望・クレーム
- (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3 施設は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4 施設は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

## 第8章 会計の区分及び記録の整備

第41条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第42条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第43条 この規定に定めのないことについては、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

#### 附則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成12年8月1日より施行する。

この規定は、平成15年9月5日より施行する。

この規定は、平成17年10月1日より施行する。

この規定は、平成17年11月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年10月1日から施行する。